

くすり一口メモ

ドーピング禁止物質について

ドーピングとは、スポーツ選手が薬物などを不正な手段により摂取し競技成績を上げようとする行為のことです。世界アンチ・ドーピング機構は2004年1月1日に、世界アンチ・ドーピング規程を発効し、すべての競技団体はこの新しい国際基準を遵守することとなりました。規程の中には禁止薬物が明記されており、その内容は毎年改定されることとなっています。そのため、競技団体は常に最新の情報を選手に提供し注意を促す必要があります。禁止物質であっても、事前に医師の診断書による申告で使用可能になるものもあります。また、禁止物質の中には一般用医薬品やサプリメントに含まれるものも多く、選手が知らずに摂取している場合も考えられます。

2007年度の禁止物質と注意を要する一般用医薬品、サプリメント等についてまとめてみました。

世界アンチ・ドーピング規程 国際基準 (2007.1.1発効) 禁止物質のリスト

分 類	医 薬 品 の 分 類
常に禁止 (大会期間中に実施する「競技会検査」及び不定期に実施する「競技外検査」において禁止)	蛋白同化薬、ホルモン及び関連物質、 ² 作用薬、抗エストロゲン作用を有する薬物、利尿薬、隠蔽薬
競技会検査で禁止	興奮薬、麻薬、カンナビノイド類、糖質コルチコイド
特定競技において禁止 (航空スポーツ、アーチェリー、自動車など特定競技種目の競技会検査に限って禁止)	アルコール、遮断薬
指定物質 (制裁が軽くなる可能性がある禁止物質)	全ての吸入用 ² 作用薬、プロベネシド、興奮薬の一部、カンナビノイド類、全ての糖質コルチコイド類、アルコール、全ての遮断薬
監視プログラム (禁止物質ではないが、競技会検査で乱用の動向をモニターする)	興奮薬 (カフェインなど)、麻薬性鎮痛薬

特に気をつけたい一般用医薬品と漢方薬、健康食品、サプリメント類

分 類	注 意 事 項
胃 腸 薬	ホミカ (ストリキニーネ) を含むものは競技会の一週間前に服用を中止する。
滋 養 強 壮 薬	蛋白同化薬やストリキニーネを含むものがある。
毛 髪 ・ 体 毛 用 薬	フィナステリド (プロペシア) は禁止物質となっている。
鎮 咳 去 痰 薬	トリメトキノール、メトキシフェタミンは禁止物質とみなされる。
漢 方 薬	麻黄に含まれるエフェドリンは禁止物質。しかし、漢方薬の生薬成分が禁止物質にあたるかどうかを特定することは困難である。
風 邪 薬	エフェドリンやメチルエフェドリン等が含まれるものがある。競技3日前までに服用を中止する。
外 用 薬	痔の軟膏には糖質コルチコイドが含まれるものがある。局所的使用は禁止されないが、塗布の仕方によって経直腸投与とみなされることがある。経直腸投与は申請が必要。鼻づまりや充血改善に使用される塩酸ナファゾリン等の血管収縮剤は局所使用が可能であるが、多量に使用するとドーピング違反を疑われる。
そ の 他	アレルギー治療の内服薬には禁止物質やモニタリング物質が配合されていることが多い。
健 康 食 品 ・ サ プ リ メ ン ト	成分表示にない禁止物質を含有するサプリメントが出回っている可能性あり。
カ フェ イン	2004年に禁止物質から監視プログラムに変更。お茶やコーヒーに特別の注意を払う必要はなくなったが、監視対象物としてモニターされる。

参考文献

(社)日本薬剤師会、(社)秋田県薬剤師会、(財)日本体育協会 作成「薬剤師のためのアンチ・ドーピングガイドブック2007年版」

(財)日本体育協会 2007年禁止リスト

(社)兵庫県薬剤師会アンチ・ドーピング医薬品検索データベース <http://www.hyoyaku.org/doop/>

(財)日本アンチ・ドーピング機構ホームページ <http://www.anti-doping.or.jp/>

(鹿児島市医師会病院薬剤部 豊住 綾子)